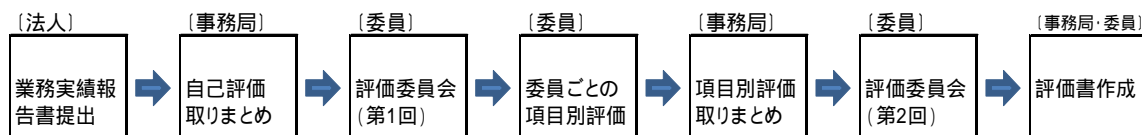


平成 24 年度公立大学法人宮城大学評価委員会の審議の進め方について

1 平成 23 年度業務実績評価について

地方独立行政法人法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 118 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、宮城大学の業務の実績について評価していただきます。

(1) 審議の進め方



【実績報告書提出・取りまとめ】

〔法人〕業務実績報告書提出（資料 5・6）

年度計画の達成状況を各項目で検証し、～の自己評価を行う（328 項目）

〔事務局〕法人の自己評価を 50 項目に集約し、S～D の仮評価を行う（様式 1）

【第 1 回評価委員会・委員ごとの項目別評価】

〔委員〕第 1 回評価委員会開催

業務実績報告書（資料 5・6）を基に法人からヒアリングを行う

〔委員〕評価委員会のヒアリングを基に、～の 50 項目について、委員ごとに S～D の評価を行う（様式 1）

〔事務局〕～の委員評価を取りまとめ、評価結果（案）を作成

【第 2 回評価委員会・評価書作成】

〔委員〕第 2 回評価委員会開催

～の取りまとめ結果を基に評価の最終検討を行う

〔事務局・委員〕～の結果を基に評価書を作成し、委員会の了解を経て決定

(2) 評価手法の見直し（案）

評価委員会に評価していただく評価項目は、約 300 項目と膨大であることから、事務局で行える作業は極力事務局で行うことにより、評価委員会では、より大局的で今後の方向性を示唆する意見を得る場とするため、評価手法を見直すもの。

（資料 3）公立大学法人宮城大学の業務の実績に関する評価の実施要領

（資料 4）公立大学法人宮城大学の業務の実績に関する評価について（案）

2 財務諸表及び利益処分(利益を中期計画に定める剰余金の使途充てること)の承認に係る意見について
地方独立行政法人法(平成15年7月16日法律第118号)第34条第3項及び第40条第5項の規定に基づき、宮城大学の財務諸表及び利益処分について、知事が承認するに際しての意見をいただきます。

(1) 平成23年度財務諸表の承認に係る意見

法人から提出された平成23年度財務諸表(資料7)について、知事が承認するに際しての意見をいただきます。

(2) 平成23年度利益処分(利益を中期計画に定める剰余金の使途充てること)の承認に係る意見

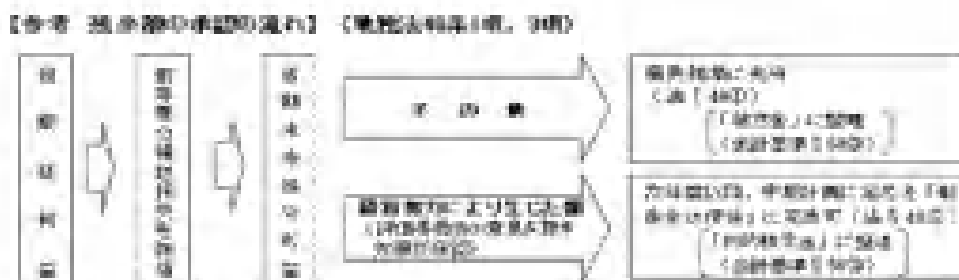
平成23年度の利益処分後の残余额を中期計画に定める剰余金の使途(「教育研究の質の向上」並びに「組織運営及び施設設備の改善」)に充てることについて、知事が承認するに際しての意見をいただきます。

利益処分後の残余额: 105,765,424円(資料7 平成23年度財務諸表 p6に記載)

中期計画に定める剰余金の使途: 「教育研究の質の向上」並びに「組織運営及び施設設備の改善」

(3) 審議の進め方

第1回評価委員会で知事から委員会に諮問させていただき、当日のヒアリングを基に、様式2により記入いただいた意見を集約した上で、第2回評価委員会で答申案を審議の上、答申内容を決定します。



※ 中期計画期間(5年)終了後、中期計画が完了し、原則として廃止処理、ただし、知事の承認が必要で中期計画期間(5年)の延長に充てられる。

3 審議スケジュール(資料2)

7月23日(月)	第1回評価委員会 ・ 業務実績報告書等の調査・分析(評価項目ヒアリング) ・ 財務諸表, 利益処分の調査・分析
7月下旬 ~8月上旬	委員ごとの項目別評価 (様式1)平成23年度業務実績報告(自己評価)の評定一覧 (様式2)平成23年度財務諸表及び利益処分の承認に係る意見について <u>8月10日(金)まで様式1, 2を事務局提出(メールにて)</u> 事務局にて取りまとめ
8月31日(金)	第2回評価委員会 ・ 評価結果の最終検討 ・ 財務諸表, 利益処分に対する意見の検討
9月上旬	評価結果の決定, 公表等 財務諸表, 利益処分に対する意見の決定, 答申

【地方独立行政法人法（H15.7.16 法律第 118 号）】 抜粋

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（財務諸表等）

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第九十九条第八号において同じ。）を付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（利益及び損失の処理等）

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

【地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（H16.3.24 総務省告示第221号）】 抜粋
第1章

第56 純資産の表示項目

- 3 利益剰余金は、法第40条第1項に基づく積立金（以下「積立金」という。）、法第40条第4項において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金、法第40条第3項により中期計画で定める用途に充てるために、用途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「目的積立金」という。）及び当期末処分利益に区分して表示する。なお、当期末処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

第72 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前には「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考）

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前には「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。
- 3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること
 - (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）
 - (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること